

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白浜町防災会議が作成する計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 白浜町地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない町の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害等災害を対象とした「基本計画編」と地震・津波災害を対象とした「地震・津波災害対策計画編」の両計画をもって構成するものである。
- 2 白浜町地域防災計画の策定、運営にあたっては、防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「和歌山県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- 3 白浜町地域防災計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- 4 災害に対しては、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 5 基本計画編で扱う災害の範囲は、次のとおりである。なお、地震・津波災害対策編で扱う災害も含め、複数の災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。
 - (1) 風水害
 - (2) その他、危険物等災害や事故災害等の大規模な災害・事故

第3節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は関係のある事項について、白浜町防災会議が指定する期日までに計画修正案を提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、本計画については、国の防災基本計画や各機関の防災業務計画、和歌山県地域防災計画との整合を図るものとする。

第4節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法……………災害対策基本法
- 2 救助法……………災害救助法
- 3 本 部……………白浜町災害対策本部
- 4 県本部……………和歌山県災害対策本部
- 5 計 画……………白浜町地域防災計画
- 6 県 計 画……………和歌山県地域防災計画
- 7 本部長……………白浜町災害対策本部長
- 8 県本部長……………和歌山県災害対策本部長
- 9 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中、次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本 部	白浜町地域防災課
本 部 長	白浜町長
県 本 部	和歌山県総務部危機管理局災害対策課
県 本 部 長	和歌山県知事
県本部部班	和歌山県部課
県 支 部	振興局（地域振興部）
県 支 部 長	振興局長

第2章 白浜町の地勢と災害

第1節 地理的概観

1 位置

本町は和歌山県の南部に位置し、北は田辺市及び上富田町、南はすさみ町、西は太平洋に面しており、半島地域と富田川下流域及び日置川流域に分かれている。

2 面積

本町の面積は、200.98 平方キロメートルで、県全体の約 4.3%を占めている。

3 地形

平野部は、富田川及び日置川流域に広がっているものの丘陵地と山地に特化しており、海岸線は、リアス式で半島部には景観をいかした名所が点在し、市街地部では温泉地が形成されている。

森林は全体の約 81%を占め、南部では海岸地域まで山地がせまり、海岸、河川流域、谷間部に集落が点在している。

4 地質

地質は、新第三紀層の田辺群（砂岩、泥岩、礫岩）が分布し、富田川流域及び日置川流域には沖積層が広く発達している。

5 地盤

富田川流域及び日置川流域河口付近の軟弱層の層厚は 30mを超え、上流に向かうにつれ薄くなる。富田川流域の河口付近での軟弱層は上部が礫からなるほかは、ほとんど粘性土からなっている。日置川流域の河口付近では軟弱層はほとんどが砂や礫からなっている。

第2節 気象条件

本町（アメダス南紀白浜）は、年間平均気温は 17.1℃、年間降水量は 2082.5mm（2011年～2020年 10年間の平均値）と温暖な気候条件にある。

降水量は、6、7月の梅雨期と9、10月の台風期が多くなっている。

第3節 社会条件

1 人口と産業

令和3年12月末現在の人口は、20,675人、世帯数は、11,015世帯である。人口は、やや減少傾向にあり、人口の分布は、半島部の白浜地区や白浜駅周辺の堅田地区、才野地区に集中している。

白浜町の産業は、観光が中心的産業であり、町内には温泉や名勝奇景を擁し、特に半島部には観光産業が集積し、白浜温泉と呼ばれ、白良浜などの海水浴場を中心に、リゾート施設（企業や各種団体などの別荘・保養所含む）が多数立地している。

観光客数は、年間300万人以上が訪れ、7～8月の海水浴シーズンが最も多くなる。また、世界遺産に登録された熊野古道大辺路ルート（富田坂・仏坂）を擁することから新たな観光需要が見込まれている。

観光以外の産業は、農業においては、富田川流域の平野部において、温暖な気候を利用した野菜・花卉等の暖地園芸が盛んであり、漁業では波静かな田辺湾を利用したブリ類、マダイ、ヒラメ等の魚類養殖が盛んである。

2 土地利用

土地利用の現況は、下表に示すとおり森林が80.57%で大半を占め、次いで農用地（農地、採算放牧地）3.28%、宅地2.80%となっている。

(単位 km²)

土地利用区分	面積	割合
宅地	5.62	2.80%
農用地（農地、採算放牧地）	6.59	3.28%
森林（国有林・民有林）	161.94	80.57%
その他	26.83	13.35%
計	200.98	100.0%

第4節 災害とその特性

気象現象を主な原因として起こる気象災害は、台風、大雨、強風など短期間に人命や建造物に災害を引き起こすものと、干ばつ、長雨、高低温、乾燥など比較的長期にわたることによって農作物などに災害を与えるものとに大別できる。

過去の災害履歴のうち最も甚大な被害を受けた災害は、地震及び津波であるが、地震・津波災害は地震・津波災害対策計画編で取り扱っている。

1 災害の特性

気象災害のうち、多大な災害を与えるのは台風や低気圧に伴う大雨、強風などである。大雨は前線によるものと台風によるものが多い。また、台風は、白浜町付近が上陸地点となっている記録が多く報告されており、その際には大雨や強風による災害が発生しているが、台風が和歌山県西方を北上する場合にも大雨や強風による被害が発生することが多い。

2 災害の履歴

(1) 台風

○室戸台風（昭和9年9月21日）

9月21日早朝に室戸岬付近から徳島市西方を通過（6時頃）して阪神方面に入った台風は、室戸岬上陸時に気圧911.6hPaを観測した非常に強い台風で、最大風速45m/s、瞬間最大風速60m/sを記録した。特に和歌山県下では、高潮による被害が甚大であった。

県下の被害は次のとおり。

死者 31 名、行方不明者 6 名、負傷者 434 名、家屋全壊 2,628 戸、同半壊 2,602 戸、同流失 117 戸、床上浸水 1,600 戸、床下浸水 2,565 戸、その他。

○ジェーン台風（昭和 25 年 9 月 3 日）

ジェーン台風は、9 月 2 日 21 時、高知市の南方約 370km の沖合に達した頃、中心気圧 944hPa に発達し、その後進路を北北東に変え、3 日 9 時高知県室戸岬のすぐ東を通り、徳島県日和佐町付近に上陸した。その後、淡路島を通過し、神戸市垂水区付近に再上陸し、速度を上げて京都府舞鶴市付近から日本海に進んだ。

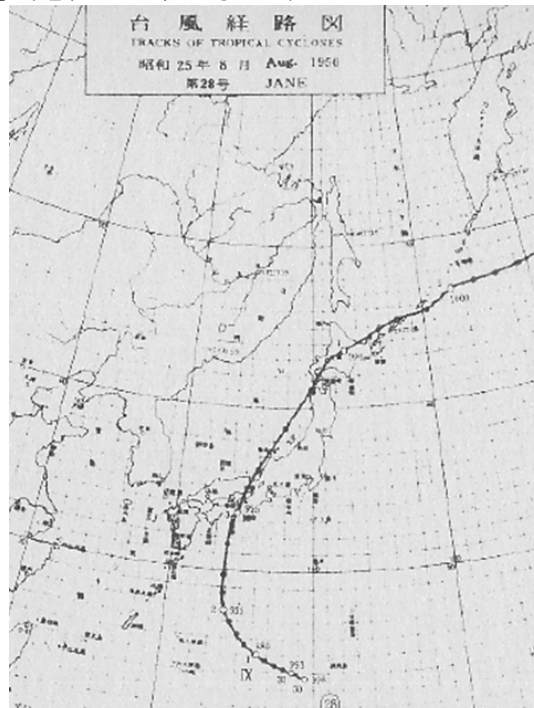
風速は猛烈を極め、和歌山の最大瞬間風速は南南西 46m/s を記録した。また、暴風時間も長く、白浜町では 9 時から 15 時まで 6 時間続いた。

被害は、近畿・四国全土に及び白浜町でも被害は室戸台風より多かった。

白浜町の被害は次のとおり。

重傷 5 名、軽傷 22 名、家屋全壊 79 戸、同半壊 630 戸、床上浸水 200 戸、床下浸水 140 戸、その他。

■ジェーン台風の進路（昭和 25 年 9 月 3 日）



ジェーン台風(昭和25年)

資料：和歌山県地域防災計画（令和 2 年度修正）

○台風第 17 号（昭和 33 年 8 月 25 日）

8 月 24 日、台風第 17 号は四国沖 500km に達した頃には 970hPa で、最盛期であった。その後速度を増し、25 日 18 時頃に御坊市付近に上陸し、近畿中部、新潟県を通過し、宮城県沖に抜けた。

県下の被害は次のとおり。

死者2名（うち1名は白浜町）、行方不明者2名、負傷者29名、家屋全壊69戸、同半壊483戸、同流失70戸、床上浸水2,322戸、床下浸水2,609戸、その他。

○伊勢湾台風（昭和34年9月23日～26日）

伊勢湾台風は、26日18時潮岬の西に上陸した。上陸後6時間余りで本州を縦断、富山市の東から日本海に進み、北陸、東北地方の日本海沿いを北上し、東北地方北部を通って太平洋側に出た。紀伊半島沿岸一帯と伊勢湾沿岸では高潮、強風、河川の氾濫により甚大な被害を受け、特に激しい暴風雨の下、高潮により愛知県や三重県では大災害をもたらした。

白浜町付近では、平均風速20m/s前後の暴風雨が26日午後から続き、夜間に入って弱まっていた。この台風による被害は、紀南地方に多く出た。

白浜町の被害は次のとおり。

軽傷者1名、流失家屋1戸、半壊5戸、床上浸水12戸、床下浸水89戸、その他。

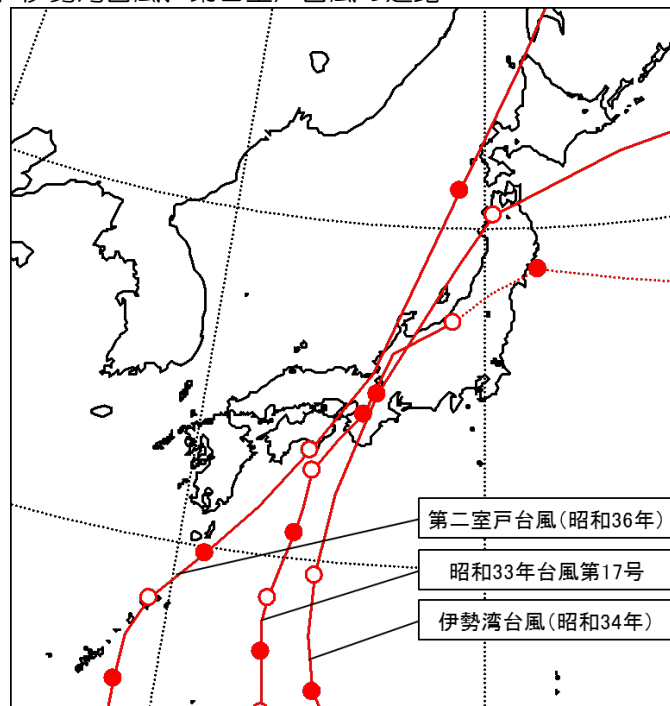
○第2室戸台風（昭和36年9月15日～16日）

第2室戸台風は、16日9時過ぎに室戸岬の西方に上陸し、昭和9年の室戸台風とほとんど同じ進路をとって淡路島付近を通過して13時30分阪神地方に再上陸した。台風が和歌山県に接近した16日未明から暴風雨圏内に入り、11時頃には満潮時と重なって大波が海岸に打ち寄せ、最悪の状態となった。

白浜町の被害は次のとおり。

死者1名、重傷者12名、軽傷者15名、家屋全壊72戸、同半壊100戸、流失家屋1戸、床上浸水124戸、その他。

■台風第17号、伊勢湾台風、第2室戸台風の進路

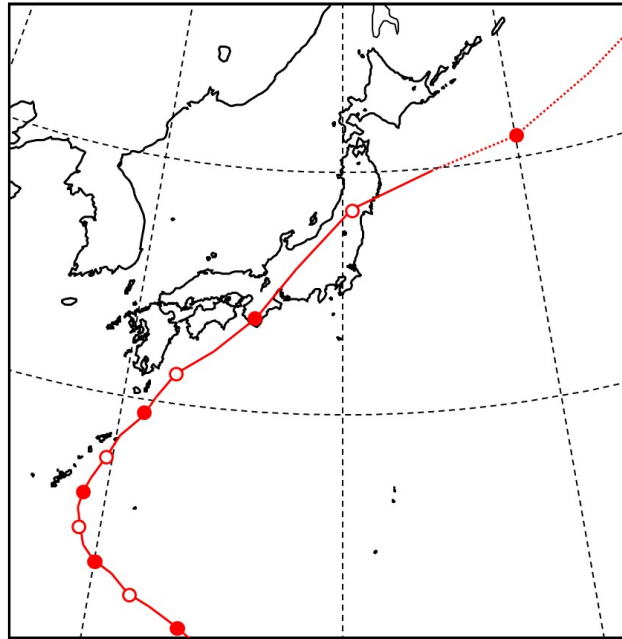


資料：和歌山県地域防災計画（令和2年度修正）

○台風第19号（平成2年9月19日）

19日20時過ぎに中心気圧945hPa、中心付近の最大風速45m/sと大型で非常に強い勢力を保ったまま白浜町に上陸し、停滞していた前線の活動を活発化させて、西日本の太平洋側では多い所で総降水量が600～1,000mmに達した。白浜町では、床上・床下浸水173棟、日置川町では、床上・床下浸水29棟の被害を受けた。

■台風第19号の進路（平成2年）



資料：気象庁

○台風第20号（平成2年9月29日～30日）

台風第20号は、9月24日にフィリピンの東海上で発生し、宮古島の東を通過した後北東に向きを変え、30日9時半頃和歌山県白浜町付近に上陸した。白浜（アメダス白浜）の29日6時～30日11時までの期間降水量は、179mm（最大1時間降水量42mm）という大雨になった。白浜町の被害は、床上浸水39戸、床下浸水159戸、林地崩壊により農作物にも被害が出た。

○台風第12号（平成23年8月30日～9月5日）

台風第12号は、日本の南の海上を発達しながらゆっくりとした速さで北上し、大型で強い勢力を保ったまま3日10時頃に高知県東部に上陸した。その後も台風は自転車並みの遅い速度で北上を続け、四国地方と中国地方を縦断して、4日未明に山陰沖の日本海へ抜けた。台風が大型で、さらに遅い速度で北上したため、長時間にわたり台風を取り巻く雨雲や非常に湿った空気が流れ込んだ。このため、台風を中心から東側に位置した紀伊半島では、8月30日17時から9月5日06時までの総降水量が広い範囲で1000mmを超え、記録的な大雨となった。

前述期間の総降水量は那智勝浦町色川で1186mm、古座川町西川で1152.5mmとなり、

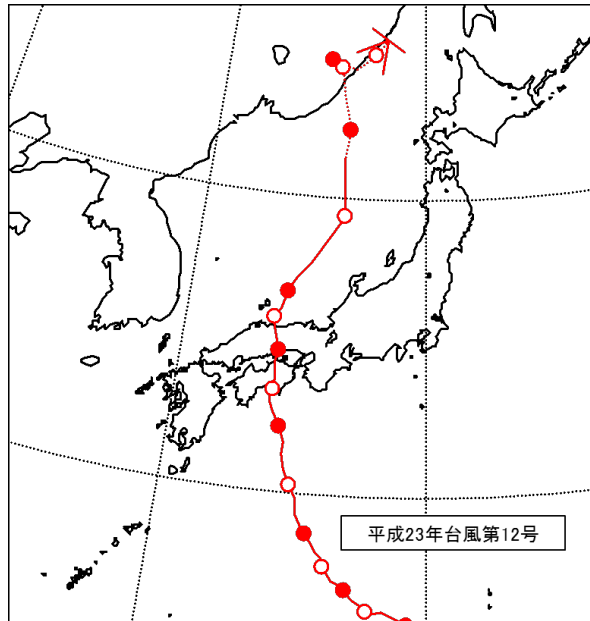
新宮市新宮では9月4日3時57分までの1時間に132.5mmの猛烈な雨を観測した。

県下の被害は以下のとおり。

死者56名、行方不明者5名、負傷者8名、家屋全壊240棟、同半壊1753棟、床上浸水2706棟、床下浸水3149棟、その他戦後最大規模の大災害をもたらした。

白浜町内では、住家被害は、半壊2戸、一部破損25戸、床上浸水158戸、床下浸水109戸であった。

■台風第12号の進路（平成23年）



資料：気象庁

(2) 集中豪雨

○昭和28年7月17日～18日

7月17日夜から18日の朝にかけて、県北部では梅雨前線による豪雨があり、短時間に希有の大雨が降り、大災害をもたらした。特に紀伊半島では17～18日を中心に豪雨となり、17日の日降水量は龍神で450mm、高野山で387mmの大雨を記録した。この豪雨により有田川や日高川などが決壊し、記録的な大洪水になった。

白浜町も田が冠水するなどの被害があったが、県内の被害のほとんどは紀北及び紀中地方で起こった。県下の被害は、死者615名、行方不明者431名、負傷者5,709名、家屋全壊3,209戸、同半壊1,678戸、同流失3,896戸、床上浸水12,734戸など。

○昭和63年9月24日～25日

9月24日昼から25日にかけて、紀南地方において豪雨があり、白浜町（アメダス白浜）において24日13時～25日10時までの期間降水量は292mmとなり、住家被害をもたらした。雨は、25日8時から9時までの間が最も激しく、最大1時間降水量59mmの非常に激しい雨となった。白浜町の被害は床上浸水36戸、床下浸水137戸であった。

第5節 土地利用の変遷

本町の土地利用状況は、山林が大半を占め、次いで農業用地となっている。本町においては、昭和33年に都市計画区域が、また昭和48年には、用途地域・地区が指定され、土地利用と都市の開発・整備・保全の方針等、市街地形成の基礎が定められた。

しかしながら、宅地造成・マンション建設等の民間開発が相次ぎ、また別荘用地が大きく増える結果となっている。

人口集中地区は半島部及び堅田地区、才野地区であり、土地利用状況も山間地域と大きく異なっている。

第6節 地域の災害危険性

1 土砂災害

(1) 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、本町においては219箇所となっている。

併せて、地すべり危険箇所4箇所（国土交通省所管）、急傾斜地崩壊危険箇所563箇所となっている。

(2) 山地災害危険箇所

山地災害危険箇所においては、本町の山腹崩壊危険地区は471箇所、崩壊土砂流出危険地区は153箇所となっている。

(3) 土砂災害警戒区域等指定区域箇所

本町における土砂災害警戒区域等指定状況は、急傾斜地の崩壊警戒区域805箇所（うち特別警戒区域795箇所）、土石流警戒区域209箇所（うち特別警戒区域165箇所）、地すべり4箇所（うち特別警戒区域0箇所）となっている。

2 風水害

(1) 重要水防箇所

本町内に指定されている重要水防箇所は、富田川に4箇所及び日置川に16箇所、その他の河川に5箇所の合計25箇所となっている。

(2) 防災重点農業用ため池

本町内の防災重点農業用ため池は、28箇所となっている。

(3) 海岸重要水防箇所

本町の海岸における重要水防箇所は、国土交通省水管理・国土保全局所管が2箇所、農林水産省所管が4箇所、あわせて6箇所となっている。

第3章 防災行政の基本方針

自然災害及び環境の変化などによる多種多様な災害に対処するため、治山治水、海岸線の保全をはじめとする防災施設の整備、情報伝達網の充実、災害時における避難路の確保を図るとともに、本町・県・防災関係機関及び住民が一体となって地域に密着した総合的な防災体制を推進する。

1 町土保全施設の整備

(1) 治 山

- ア 緊急かつ計画的に荒廃地及び荒廃危険地の施設整備を進める。
- イ 緊急かつ重点的に山地災害危険地区の施設整備を進めるとともに、災害予測技術の確立に努める。
- ウ 森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、保安林の整備を推進する。

(2) 治 水

- ア 河川・砂防の基本施設及び地域防災施設については、所要の安全度を概ね確保する。
- イ 治水安全度を向上するため、防災施設の整備を推進するとともに土地利用のあり方、避難誘導についても検討し、流域を一体とした総合的な治水施策を進める。
- ウ 防災施設の整備にあたっては、河川空間の活用を求める声が高まりつつあることから、歴史・伝統・地域文化に根ざした活動の場、レクリエーション活動の場として、ゆとりとうるおいのある豊かな水辺環境を創造する。
- エ ホームページや携帯電話等の情報通信端末を活用して雨量や河川水位、ダム情報等を住民にわかりやすく提供し、洪水への関心や防災意識の向上を図る。

(3) 海 岸

- ア 既往最大波浪（第2室戸台風級）及び比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対する安全度の向上をめざした緊急度の高い海岸において海岸保全施設を整備し、所要の安全度を概ね確保する。
- イ 太平洋に面する変化に富んだ本町の海岸線は国民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、歴史・景観を踏まえて社会の要請に対応するためのストック整備を行う。
- ウ 余暇の活動の多様化に伴い、海や海浜に親しむ人口が増加しているため海岸を面的な空間としてとらえ、生活空間・レクリエーション空間など多面的な利用を誘導するとともに、災害に対し抵抗力の強い海岸として整備を図る。
- エ 夏期における海浜利用者を津波災害から守るために、避難誘導を円滑に指示するための標識やホテル、旅館等との避難協定の締結を図る。

2 防災活動の強化

- ア 町土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から守る防災対策の基本となる地域防災計画、耐震改修促進計画などの各種防災計画に常に検討を加え、防災体制の整備と強化を図る。
- イ 災害に関する情報、災害発生時の被害状況を迅速・的確に伝達するため情報伝達網の整備

を促進する。

ウ 円滑な防災活動が実施できるよう、自主防災組織等の地域の防災体制の強化を図る。

エ 広報紙、報道機関、講演会、学校教育などのあらゆる手段や機会を活用して、災害危険箇所等の防災情報の提供や防災知識の普及に努める。

オ 消防団体・その他関係機関が一体となって、地域ぐるみの各種防災訓練を実施する。

カ 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

キ 避難行動要支援者の情報収集、避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供体制を確立し、災害時に的確な避難支援を行える体制づくりに努める。

ク 指定緊急避難場所、指定避難所の整備等、各種災害に応じた避難所の整備を推進する。また、避難所での避難生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を整備して、避難生活の改善を図る。

第4章 防災関係機関の実施責任と業務大綱

本町並びに和歌山県の区域を管轄し、もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 白浜町

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 和歌山県

和歌山県（以下、県という。）は、本町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、本町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び本町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び本町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、本町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 白浜町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
白 浜 町	ア 白浜町防災会議及び白浜町災害対策本部に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、罹災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ 罹災者に対する融資等の対策 ク 被災町営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
白浜町消防本部	ア 災害時における情報の収集及び伝達、広報 イ 災害時における被災者の救急、救助業務 ウ 火災発生における消防業務 エ 危険物等の災害に関する指導等災害予防業務 オ 消防組織、消防施設の強化

3 警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
白 浜 警 察 署	ア 災害時における町民の生命、身体、財産の保護 イ 災害時における犯罪予防及び取締り、治安維持のための警察活動 ウ 災害時における交通の混乱防止、交通秩序の確保 エ 災害時における緊急車両のための交通規制 オ 遺体の検視及び身元確認 カ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

4 和歌山県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和 歌 山 県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、罹災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ 罹災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策委員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

5 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	ア 救護等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、 応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する 融資対策

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
5 近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策
6 近畿経済産業局	ア 電気、ガス、工業用水道の復旧支援 イ 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達
7 中部近畿産業保安監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
8 近畿運輸局（和歌山運輸支局 勝浦海事事務所）	ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 オ 特に必要があると認める場合の輸送命令 カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9 近畿地方整備局（和歌山港湾事務所）	ア 港湾施設の整備と防災管理に関すること イ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
10 大阪航空局（関西空港事務所 南紀白浜空港出張所）	ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
11 第五管区海上保安部（和歌山海上保安部田辺海上保安部）	ア 海上における人命、財産の救助及び防災活動 イ 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 海上緊急輸送に関すること エ 海上における治安の維持 オ 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 カ 通信体制の維持及び運用

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
12 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
13 近畿総合通信局	ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ 非常通信協議会の育成・指導 エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 オ 非常時における重要通信の確保 カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
14 和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
15 近畿地方整備局 (紀南河川国道事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
16 近畿地方環境事務所	ア 災害廃棄物の処理対策に関すること

6 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第37普通科連隊、第304水際障害中隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
4 日本赤十字社 和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
5 日本放送協会 和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路株式会社関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧
7 日本通運株式会社 和歌山支店	ア 災害時における緊急陸上輸送
8 関西電力株式会社、 関西電力送配電株式会社	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
9 日本郵便株式会社 白浜郵便局	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧
10 KDDI株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
11 ソフトバンク株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 土地改良区	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動
2 バス機関	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の緊急輸送
3 輸送機関	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
4 放送機関	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
5 医療機関	ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力
6 ガス機関	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 病院等経営者	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の経営者	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 学校法人	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	ア 町本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又はあつせん エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあつせん
5 商工会	ア 町本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
6 南紀白浜コミュニティ放送株式会社	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
7 金融機関	ア 被災事業者に対する資金融資
8 危険物及び高圧ガス施設等管理者	ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等の点検